令 和 8 年 度 第 6 回
常 議 員 会 資 料

日時　令和 8 年 11 月 18 日(水)　午後 6 時
場所　赤提灯

黒石商工会議所

令和８年度スローガン

『 地域を動かす、シンなる力（ちから）
黒石商工会議所の挑戦 』

次　　第

１．開　　会

２．会 頭 挨 拶

３．議 案 審 議
　議案第１号　黒石市への要望事項（案）策定について

４．報 告 事 項
　①各部会・委員会、青年部・女性会活動について

５．そ の 他

黒石市長

今　　大 介　　様

令和９年度

黒石市に対する要望事項

黒石商工会議所

令和９年度黒石市に対する要望

【最重点要望事項】

１．市内事業者向け利子補給制度の創設について（新規）

黒石市の制度融資は、信用保証料の一部を市が補助することにより、中小企業者の資金繰り改善や経費負担軽減に大きく寄与しております。

しかしながら、日本銀行による 2024 年 3 月のマイナス金利政策解除以降、段階的な政策金利の引き上げが行われ、2026 年 9 月には 1.25％に達しました。これに伴い、民間金融機関の貸出金利も上昇傾向にあります。

現在、黒石市の制度融資は民間金融機関の直接融資と比較して低金利に抑えられておりますが、今後さらなる金利上昇が進んだ場合、市内事業者の資金繰りへの影響が懸念されます。また、小規模事業者の経営改善を支援する日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」についても、利用事業者は金利負担の増加に直面しております。

つきましては、市内事業者の事業継続と円滑な資金調達を支援するため、中小企業者の資金繰り改善に大きく寄与している現行の信用保証料補助制度を継続いただくとともに、黒石市制度融資および日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を利用する市内事業者を対象とした利子補給制度を創設いただくよう要望いたします。

【重点要望事項】

◆「福　祉」

２．黒石病院における院内サポーター（介助員・看護助手等）の配置について（新規）

高齢者や独居世帯の増加に伴い通院ニーズが高まる一方、訪問介護の「通院等乗降介助」では受診中の待ち時間が保険対象外となり、利用者の自己負担が大きくなっています。また、訪問介護事業者の人手不足により長時間の付き添い対応には限界があります。

これを踏まえ、黒石病院内での移動や待ち時間に付き添いが必要な患者を支援する介助員・看護助手等の「院内サポーター」の配置を要望いたします。訪問介護事業所やケアマネジャー等と連携し、高齢者や認知症患者、付き添いが必要な子どもまで含め安心して受診できる体制の構築が必要です。本体制の整備は、家族の負担軽減や受診控えの防止に資するだけでなく、診療の円滑化や重症化予防にもつながり、地域医療が抱える課題の解決に寄与するものと考えられます。

つきましては、黒石病院において介助員・看護助手等のサポーターを配置することにより、地域の実情に即した支援体制を先進的に整備し、誰もが安心して医療を受けられる環境づくりを推進していただくよう要望します。

◆「商工業振興」

３．黒石市の経済対策について（①継続・②新規）

長引く物価高騰が市民の生活負担を増加させるとともに、市内事業者の原材料費や光熱費の高騰による経営圧迫が続いています。また、市の公共事業や調達において地元事業者への還元を最大化することが地域経済の循環に不可欠です。このような状況から以下について要望します。

①市民の生活支援と消費喚起、市内事業者の商品提供の継続や顧客離れ防止を図るため、令和８年度に行われた「物価高騰対策くろいし応援商品券発行事業」と同様の経済対策を再度要望いたします。

②黒石市の入札制度における最低落札価格については理解しておりますが、市内事業者の受注機会を増やすことは、地域経済の活性化や市税収入の増加につながるものと考えます。つきましては、入札制度の運用において、より一層の市内事業者への還元を要望します。

４．交通弱者及び外国人労働者の移動手段の確保に向けた交通環境の充実について（新規）

黒石市においては、高齢化や人口減少が進む中、自家用車を持たない高齢者や、運転が困難な市民にとって、日常生活における買い物や通院等の移動手段の確保、いわゆる「買い物弱者」への支援が重要な課題となっています。特に、公共交通機関の運行エリアや時間帯が限られていることから、日常生活に必要な移動手段の確保が求められています。

また、高齢化による人手不足が深刻化する中、外国人労働者の雇用が地域企業の人材確保において重要な役割を担っています。一方で、外国人労働者の住居は職場から自転車で 15 分～20 分程度離れていることが多く、冬期間は積雪や路面凍結により徒歩・自転車での通勤が難しくなるなど、安定した通勤手段の確保が課題となっています。

今後も人手不足が続くことが見込まれる中、外国人労働者が安心して生活し、働き続けられる環境を整備することは、地域企業の人材確保だけでなく、地域からの人口流出を防ぎ、外国人との交流やインバウンド対応の促進にもつながるものと考えます。また、高齢者や自家用車を持たない市民等の移動手段を確保することは、生活利便性の向上はもとより、地域商店等への来店機会の確保や地域経済の活性化にもつながるものと考えます。

つきましては、外国人労働者をはじめ、通勤・移動に不便を抱える市民の交通手段を確保し、誰もが安心して働き、生活できる環境を整備するため、自宅周辺から職場や商業施設、医療機関等を結ぶ巡回バス及び乗り合いタクシーについて、運行エリアの拡大や運行時間帯の延長・拡充を図るとともに、持続可能な地域交通網の構築に向けた支援・整備を講じていただくよう要望します。

５．後継者不足による廃業を防ぐ「黒石市事業承継支援事業（補助金制度）」創設について（新規）

現在、黒石市内では後継者不足等による事業承継の断念や廃業が増加傾向にあります。

事業承継の手法としては、専門コンサルティングの導入やＭ＆Ａなどが挙げられますが、自社株式の評価などの企業価値・事業価値の算定や仲介手続きなどを専門事業者へ委託するには、多額の費用負担が発生します。

他自治体の先行事例として、長野県長野市や宮崎県西都市などでは、こうした専門家委託費用を補助する「事業承継支援事業」を立ち上げ、積極的な支援を行っています。

つきましては、後継者不足による廃業を少しでも減らし、地域で培われてきた技術・雇用・商圏を守ることで基盤の衰退を食い止めるため、事業承継や M&A に係る費用を補助する「黒石市事業承継支援事業」の創設を要望します。

６．黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金の要件緩和について（新規）

中心商店街の賑わい創出と歴史的な景観に配慮した町並みの保全に向けた、空き店舗・空き家を利用した新規出店への店舗改修費や家賃の一部を補助する「黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金」については、営業要件や支給スケジュールなど新規出店のハードルが高いことが課題になっています。

新規出店のハードルが下がることで空き家・空き店舗の解消が促進されるとともに、事業者の負担軽減、経営の安定につながり、雇用創出も期待できます。つきましては、下記の通り、要件の緩和および見直しを要望します。

①対象事業の条件

「週５日以上、午前９時から午後７時までの間に４時間以上営業し、かつ、２年以上営業を継続できるもの。」

→「週５日以上、午前９時から午後７時までの間に２時間以上営業し、かつ、２年以上営業を継続できるもの。」

夜間営業に対する要件緩和

②補助対象経費

「営業を開始した日から起算して１年を経過した日の属する月以後１２か月分の賃借料
※６か月ごとの分割交付」

→「営業を開始した日から起算して６か月を経過した日の属する月以後１２か月分の賃借料
※３か月ごとの分割交付」

期間短縮による事業者の負担軽減

７．従業員にがん検診を受診させた事業者に対する受診料の助成について（新規）

石綿（アスベスト）や有機溶剤による健康被害への対応、人手不足の深刻化などを背景に、従業員の安全衛生確保の重要性が高まっています。また、従業員の健康管理を経営的な視点から捉え、戦略的に実践する「健康経営」は、従業員の活力向上や生産性向上、人材の確保・定着を図るうえで重要な取組として注目されています。

このような健康投資は、企業の持続的な成長や組織の活性化に直結するものであり、特にがんの早期発見・早期治療を促進することは、従業員の健康維持はもとより、休職や離職の防止、さらには事業活動の継続にも大きく寄与するものと考えます。

黒石市においては、市民向けのがん検診制度や精密検査費用の助成制度が整備されており、住民検診受診率も全国平均を上回る状況にあります。一方で、働く世代については、事業所ごとの受診勧奨や受診機会の確保が重要であり、事業者による積極的な取組を促進することで、がんの早期発見・早期治療につなげることが期待されます。また、こうした取組は、従業員の健康寿命の延伸や、市全体における健康経営の普及にも寄与するものと考えます。

つきましては、市内事業者の健康経営を推進し、従業員のがんの早期発見・早期治療を図るため、従業員にがん検診を受診させた事業者に対する受診料助成制度の創設を要望いたします。

◆「都市環境」

８．黒石運動公園内における小規模「道の駅」型店舗の整備について（新規）

黒石運動公園は、市民プールや各種スポーツ大会等により、年間を通じて市内外から多くの人が訪れる貴重な交流拠点となっておりますが、来訪者の市内での消費を促進し、経済効果を地域に波及させる仕組みづくりが課題となっています。

また、当該運動公園は青森市と黒石市を結ぶ主要道路に近接しており、日常的に多くの交通量があることから有効活用が期待されています。スポーツ大会等の参加者だけでなく、通行車両の立ち寄りを促し、地元の農家や事業者の新たな販売チャネル構築することで地域経済の活性化に寄与するものと考えます。

つきましては、運動公園内の既存施設や未利用スペース等を有効活用し、地域事業者と連携し、農産物・加工品・特産品・飲食物等を販売する小規模な「道の駅」型店舗の設置を要望します。まずは小規模な店舗から実証的な取り組みを行い、需要や波及効果等を検証しながら、将来的な規模拡充につなげていただきたいと考えます。

◆「観光振興」

９．KUROISHI モニュメントの制作について（新規）

青森県内の近隣市町村では、観光地の魅力発信や来訪者の記念となるシンボルモニュメントを設置し、SNS を通じた写真拡散や記念撮影スポットとして集客効果をあげております。

黒石市においても来訪者が「黒石を訪れた」という記念として写真を撮影し、発信したくなるシンボル的スポットの整備・拡充が求められています。

特に近年は観光地そのものだけでなく「その場所で写真を撮りたい」、「SNS で紹介したい」と思える視覚的なシンボルが、観光地を訪れるきっかけの一つとなっていることから、当市においても市の魅力を分かりやすく発信できるモニュメントを設置することは、観光振興や交流人口の拡大に寄与するものと考えます。また、設置にあたっては、黒石高校情報デザイン科等と連携し、若者の発想力やデザイン力を活用することで「黒石らしさ」を表現した市民にも親しまれるモニュメントの制作が期待できます。

つきましては、他市町村（青森市、弘前市、平川市など）の事例を参考に「黒石駅前広場」周辺や「道の駅 虹の湖」周辺等に、黒石市を象徴するモニュメントを設置していただくことを要望します。設置後は SNS や観光パンフレット等を活用して PR し、観光客の誘致や地域の魅力発信につなげていただきたいと考えます。

１０．黒石温泉郷への案内看板設置について（新規）

黒石インターチェンジを降りて黒石温泉郷へ向かう際、温泉郷への案内が分かりにくく、観光客や通行車両に対する誘導効果が十分に発揮されていない状況にあります。

つきましては、料金所を過ぎてからの分岐点やインターチェンジを降りてすぐの場所など、ドライバーや観光客の目に留まりやすい視認性の高い場所に、黒石温泉郷への方向を明確に示す、分かりやすく目立つ案内看板を設置していただくよう要望いたします。

現在、インターチェンジ出口周辺には「十和田湖」や「烏城焼」などへの案内看板が設置されています。これらと同様に、黒石温泉郷についても適切に案内することで、黒石市内にどのような観光資源があるのかを広く知ってもらうきっかけになると考えます。特に、黒石温泉郷を当初の目的地としていない観光客であっても、案内看板を通じてその存在を認識することで、興味を持って立ち寄ったり、次回の旅行先として検討することが期待できます。他市町村を目的とする観光客にも、当市を選択肢の一つとして認識してもらうためには、交通の要所における効果的な情報発信が重要です。

１１.「黒石市の祭り・伝統文化を活用した地域活性化条例」の制定について（新規）

黒石市には、黒石ねぷた、黒石よされ、大川原の火流し、上十川獅子踊など、市民共有の貴重な財産である祭りや伝統行事があります。一方、人口減少や少子高齢化により、担い手不足や運営団体の負担増加が課題となっています。こうした課題に対応し、祭りや伝統文化の保存・継承を図るとともに、その集客力や地域ブランド力を商業・観光・農業等と結び付け、「祭りを核とした地域経済循環」を構築するため、以下の施策の推進および条例の制定を要望します。

① 祭り・伝統文化を活用した地域活性化条例の制定

祭りや伝統文化の保存･継承と地域経済の活性化を一体的に推進するための条例を制定すること。

② 祭りを核とした観光振興と地域内消費の拡大

祭りを中心に、商店街・観光・農業・温泉・伝統工芸等との連携を強化し、期間限定商品や地元グルメの開発、こみせの町並みと連携した観光ルートの造成、宿泊プランやインバウンド向け体験の充実などに取り組むこと。また、「黒石の祭り・伝統文化」ブランドとして年間を通じた情報発信と誘客を推進し、市内周遊の促進と地域内消費の拡大を図ること。

③ 次世代の担い手育成

市・学校・関係団体等が連携し、囃子や踊り、ねぷた制作、歴史学習などの機会を充実させるとともに、事業者との連携により、若者が参加しやすい環境を整備すること。

以上、祭りや伝統文化を次世代へ継承するとともに、地域産業の振興と地域経済の活性化につなげるため、積極的な施策の推進と条例の制定を要望します。

以上、令和９年度黒石市に対する要望事項として要望いたします。

令和８年１１月２７日

黒石商工会議所

会　頭　　粂 田　泰 孝